

# 改正風営法における構造的懸念点

特定「遊興」の概念  
→広範

ナイトクラブ/  
生演奏/DJバー/スポーツバー

許可基準  
→狭き門

地域規制/面積規制/照度規制

- ・既存事業者の営業困難
- ・新規参入障壁
- ・警察/地域との連携困難
- ・良好な風俗環境保全措置（風俗環境保全協議会、客の迷惑防止措置等）の機能低下
- ・業界自主取締ルールの機能低下

・許可基準が厳格に過ぎ（深夜営業一律禁止、風俗営業としての各種規制）、業界の発展や健全化を損なわせていた改正前風営法の構造的欠陥を克服すべき

・オリンピックに向けた都市の魅力向上、インバウンド、コンテンツ産業に資するナイトエンターテインメント推進のためには、優良資本の新規参入を促し、既存事業者のポテンシャルを活用し、かつ地域、警察、業界が一体となって健全化に取り組むべき（そのために風俗環境保全協議会が極めて重要）